青葉区会計年度任用職員（こども家庭支援課　社会福祉士業務補助）募集要項

青葉区こども家庭支援課（青葉区役所２階）にて、社会福祉士業務補助に従事する会計年度任用職員（日額職）を募集します。

１　業務内容

（１）子育て支援担当の社会福祉職業務（電話相談、窓口対応、家庭訪問、資料作成等）の補助

（２）その他、所属長が必要と認めたもの

（３）その他、大規模災害時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

２　応募要件

（１）以下のいずれかを満たす方**（該当することが望ましいが該当しない場合でも応募可能）**

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する方

イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方

ウ 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち３科目以上を履修し卒業した方

エ 福祉事務所（※）において相談・援助業務の実務経験が５年以上ある方

※福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。（例：区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等）

（２）電話・窓口応対の経験がある方

（３）パソコン業務（ワード、エクセル等の基本操作、端末操作）ができる方

（４）地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由（会計年度任用職員申込書兼履歴書下段に記載）に該当しない方

３　募集人数

若干名

４　勤務条件および報酬

（１）任用期間

令和８年12月７日から令和９年３月26日まで

（２）報酬額（※）

ア　上記「２（１）」を満たす場合：日額12,720円（時給1,696円）

イ　上記「２（１）」を満たさない場合：日額10,980円（時給1,464円）

※通勤費用（実費相当額）を別途支給

※社会保険（健康保険（横浜市共済組合）、厚生年金保険、雇用保険）に加入していただく場合があります。

（３）勤務場所

青葉区こども家庭支援課（住所：青葉区市ケ尾町31番地４）

（４）勤務時間

８時45分から17時15分まで（昼休憩時間１時間含む）

（５）勤務日

週１～４日程度の勤務

（あらかじめ所属長が指定する日。土・日曜日、年末年始、祝日等を除く）

（６）休暇

年次休暇等

※その他休暇等は、横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づきます。

（７）その他

その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

５　応募方法

（１）提出書類

ア　会計年度任用職員申込書兼履歴書

イ　エントリーシート

ウ　２（１）に挙げている資格や免許の所持が確認できる資格認定証、免許証等の写し（ある方のみ）

エ　返信用封筒（定型サイズの封筒に110円切手を貼付し、表面に申込者の郵便番号・住所・氏名をご記入ください）

※ア、イの様式はホームページからダウンロードいただけます。

（２）提出方法

以下に必要書類を持参又は郵送にて提出してください。

〒225-0024横浜市青葉区市ケ尾町31-4

青葉区役所２階37番窓口（青葉区役所こども家庭支援課）

（３）提出期限

令和８年11月13日（金）（午後５時まで）※郵送の場合は必着

（４）留意事項

ア　提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

イ　応募された方の個人情報は厳正かつ適切に管理し、採用選考および採用に関する事務以外の目的での使用はいたしません。

６　選考方法・日程

（１）選考方法

面接選考

（２）実施予定日

令和８年11月17日（火）または18日（水）（予定）

・会場：青葉区役所こども家庭支援課（予定）
（横浜市青葉区市ケ尾町31－4　青葉区役所２階37番窓口）
※詳細は電話で連絡します。

（３）合否結果通知
令和８年11月26日（木）以降郵送予定
※採用内定者には別途電話で連絡します。

７　その他

（１）選考の結果は、合否にかかわらず文書で通知します。
（２）選考の内容や結果に関するお問い合わせについては、お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
（３）提出された書類の記載事項に虚偽があった場合には、合格を取り消す場合があります。

８　問合せ先

横浜市青葉区こども家庭支援課こども家庭係　会計年度任用職員採用担当
電話：045-978-2459